

## 令和7年度 第1回丸亀市環境審議会 議事概要

日時：令和8年2月18日（水）  
13：30～15：30  
場所：丸亀市市民交流活動センター  
マルタス 1階 多目的ホール2  
出席：委員11名、（欠席3名）  
事務局5名

### ■次第

#### 1 開会

- (1) 会長と副会長を互選により選出  
会長は石塚 正秀 委員 副会長は矢本 賢 委員が選出された
- (2) 産業生活部長より丸亀市環境審議会会長に丸亀市環境基本計画の策定について諮問書を提出

#### 2 議事

- (1) 2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について
- (2) 「ため池における太陽光発電事業の実施と地域の調和に関する条例(素案)」について
- (3) 「第三次環境基本計画」の策定について
  - ・計画策定スケジュール(案)
  - ・市民・事業者アンケート調査(案)
- (4) その他
  - ・次回の開催予定について

### ■資料

- 資料1 2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」(案)  
資料2 ため池における太陽光発電事業の実施と地域の調和に関する条例(素案)  
資料3 第三次環境基本計画策定スケジュール(案)  
資料4 丸亀市の環境に関する市民・事業者アンケート調査(案)

### ■議事概要

#### 1 開会

- ・石塚会長挨拶

#### 2 議事

- (1) 2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について

<事務局>

- ・(1)について、資料1 2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」を用いて説明

【説明】(事務局：(1) 2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」について)

【質疑】

<丸岡委員>

・棒グラフの縦軸の範囲が0からではないものがある。例えばP25の「一般廃棄物の年間総排出量」には省略の波形があり、縦軸の目盛は0tから25,000t、45,000tまでになっている。しかしその下の「1人1日当たりのごみ排出量」は800gから始まっている。結果を誤認しやすいので、グラフの目盛りは省略の波形を入れる形にした方がよい。

<事務局>

- ・修正する。

<小野委員>

・P20の表で、丸亀市内の雨が、ほとんど酸性雨という見方ができる。どの様に考えているか。

<事務局>

・酸性雨の基準値はpH 5.6以下と定められており、環境省の統計では、日本全体での雨のpHは、pH 4.6から5.0の間の観測地点が多い。丸亀市の2か所の結果を見ると、市役所の観測点では若干基準値より下まわっており、綾歌市民総合センターの観測点では、全国平均に近い値となっている。

<小野委員>

・雨のpH値としては、かなり低い値が並んでいる。北海道で起こっている海産の浮遊性の微小巻貝の殻が溶けるような現象が近隣でも起こっていると感じるが、これからの環境対策の中に取り入れることが必要ではないか。

<事務局>

- ・文章として入れるかどうか検討する。

<会長>

- ・雨のデータは河川や海域のpHのデータと関連して考えていく課題だと思う。

<福家委員>

・P25 ごみの排出量について、年間の総排出量は減少しているが、1人1日当たりのごみの排出量が増加しているのは、世帯数が減ったということか。

<事務局>

・計算方法は（ごみ排出量総合計）÷（常住人口）÷365日で、この計算に使用した常住人口の減少が原因と考えている。

<福家委員>

・P32の表の上から2番目のZEH設備補助金と、P33の一番上のZEH導入補助件数、210件という現況の数字とKPI件の720件は同じものか。設備補助金と導入補助件数という表記を統一したほうがいい。

P33は720件というKPIでP32の方は、全体として3,882件というKPIになっている。これも訂正した方がよい。

<事務局>

・訂正する。

<福家委員>

・P7 2-5 施策の体系 基本目標4番（脱炭素社会の構築）⑱気候変動適応策を推進します（適応策）について。具体的な適応策の記述はP34 6「With 温暖化」か。適応策とは、グリーンカーテンの推進等だと思うが、実施状況について記載がある方がよい。

<事務局>

・P34に記載している。

<岡田委員>

・ごみのリサイクル、排出量の話P25・26について。

一般廃棄物の年間総排出量は減少傾向にあるが、リサイクル率については、2020年度の基準年度に対し、あと2年で24%の達成は厳しいと感じる。リサイクル率は、2021年度ピークに減少しているが、その理由は。

<事務局>

・リサイクル率の計算方法は{(資源・小型家電・廃食油合計) + (クリントピア丸亀灰・鉄・アルミ)} ÷ (ごみ排出量総合計) となっている。資源(ごみ)は市で回収している分のみの数値で、他にスーパー等、市以外で回収されている量が増加している。

<岡田委員>

・確かに小売店舗等で回収ボックスが多く設置されており、私も使用している。次期計画の KPI を設定する際に、考慮する必要があるのでは。

・家庭からゴミを排出する立場と丸亀市民の立場で、どうすればリサイクル率が高まるのかという、ご意見、ご提案を審議会委員から、聞いてはどうか。

<会 長>

丸亀市に住んでいる委員の方で何かご意見は。

<中野委員>

・私はペットボトルやアルミ缶は、町内の自治会のリサイクルで出すと町内の収益になるので、そちらへ出している。しかし、アルミ缶とかペットボトルを1つ入れたらポイントが付く仕組みの店舗があり、特定の曜日に3倍ポイントになる場合、かなりの量が店舗に集まる。

雨天時の自治会収集の制約に比べ、1キロ1ポイントで500円の商品券になるので、店舗に集まる状況にある。

また、あちこちに還元は無いが、いつでも入れられるリサイクルスポットが設置されており、こちらへ出す方もよく見かけるので、「朝8時まで」や「何曜日の何時まで」といった制約がある、市の資源ごみの回収率を上げることは、かなり困難だと思われる。

<会 長>

・P26のリサイクル率のグラフの数字に小売店舗の回収数が載らないのは残念。店舗からデータを出して貰うことは可能か。

<事務局>

・小売店舗でポイントが付く場合、そちらへ出す方が多い。旧丸亀であれば、月1回の回収を行っているが、1ヶ月間貯めていたら家でスペースが必要となる。買い物に行った際にポイントに換えることは多い。

民間のデータについて、教えていただける所もあると聞いている。今後、この計画の数値について、丸亀市が回収したものが主となるが、民間のデータも反映できるのであれば、何らかの形で反映させたいと考えている。

<会 長>

・市が回収した分の資源ごみということを表示した方が良い。また、このリサイクル率の数字自体は、他の自治体や県でも、同じような計算方法でリサイクル率を計算しているのか。

<事務局>

・同様の計算で算出している。基本計画を定めた10年前も民間の回収はあったが、最近は非常に増えている。他の自治体の事例も参考にしていきたい。

案として次期計画策定時、基本データとして一般廃棄物を収集している市のデータからリサイクル率は出すが、参考値で市内のいくつかの大規模小売店舗にご協力いただき、定点観測によって全体の傾向を観測することも検討する。

<会長>

・データの継続性というのも、非常に重要だが、民間で回収されている実情、数字がうまく反映するような形の公表も重要だと思うので、ご検討いただきたい。

<上原委員>

・子供が学校から、「しっぽの森」という機関が発行している動物愛護の冊子を持ち帰ったことがある。この冊子は動物愛護教室の開催に関係なく、学校に配布されているものか。

<事務局>

・さぬき動物愛護センター しっぽの森という香川県の機関が配布している。動物愛護教室は、丸亀市内では土器川が野犬の多い地域になるが、例えば野犬に遭遇したときの対処方法や対策を、中讃保健所が動物愛護教室の中で説明している。

<上原委員>

・冊子を見ると動物愛護についてよく分かるが、捨てられている動物の数に驚いている。家が土器川に近いので、父兄の立場から、こういう教室を小学校や幼稚園で開催して欲しいと感じた。協力できることはあるか。

<事務局>

・年度初めに各小学校に対して案内しているが、2024年度は残念ながら、要望が無かった。特に土器川沿線の学校の方へ父兄の立場から開催の要望を出して欲しい。

<委員(全員)>

・2025年度版 丸亀市環境白書「まるがめの環境」を公表することを了承します。

(2) 「ため池における太陽光発電事業の実施と地域の調和に関する条例(素案)」について

・(2)について 資料3「ため池における太陽光発電事業の実施と地域の調和に関する条例(素案)」を用いて説明

【説明】(事務局：2) 「ため池における太陽光発電事業の実施と地域の調和に関する条例(素案)」について

【質疑】

<小野委員>

・池の面積に対する、太陽光パネルの設置面積の比率に関する情報がない。池の面積に対して、どの程度までソーラーパネルの設置を認めるのか。

<事務局>

・兵庫県が池の面積に対する比率の規制を設けていると聞いている。

丸亀市の条例に比率の規制はないが、実際には国が、ため池などにソーラーパネルを設置する際には、水質保全などに関する基準を設けている。

この条例の運用は、ため池の使用に関しての部分、地域住民との調和についてのものであり、水質については国のガイドラインや県のガイドラインで規定されている。

<篠原委員>

・事業者について、市の方は何か審査をするのか。太陽光発電は長期間の事業であり事業者の継続性が必要と考える。設置業者への事前審査についての規定はあるか。

<事務局>

・事前審査については事業計画で判断する。第10条に保険への加入、撤去について定めており、積み立て等を行い、適正な施設運営を行うようたっており、計画に基づいて、事業を展開してもらう。

事業者が途中で事業から撤退し、残されたソーラーパネルの処理の問題が発生する可能性があるため、保険や廃止に伴う措置についても定めている。

<矢本委員>

・ソーラーパネルは15～20年後に使用不能になり廃棄されるが、廃棄の仕方は十分規定されてないと感じる。撤去方法について、計画書などで約束させる必要がある。また、事業者が途中で居なくなるという場合は想定しているか。

<事務局>

・第11条に、太陽光発電事業を中止・廃止したときは、太陽光発電施設を速やかに撤去し、関係法令等に基づき、適正に処分しなければならないと定めている。

11条に基づき、事前計画を出していただき、計画の中身については農林水産課で確認する。

実際の廃棄の方法等については、関係法令等があり、適正に処分されると認識してい

る。

<部 長>

・条例で大枠を定めて、施行規則と手引きを農林水産課が作成する。

今委員から指摘されている質問は、パブリックコメントでも寄せられており、回答を作成し、3月中旬に公表予定である。回答の中で手引きの中で定めるとしており、それを見て指導していただきたい。

<事務局>

・第5条には「関係法令並びに国及び香川県が策定するガイドラインを遵守し」という記載があり、本資料の2番は丸亀市の条例で、これ以外の様々な法令やガイドラインを含んでいる。このような視点で条例を確認していただきたい。

### (3) 「第三次環境基本計画」の策定について

<事務局>

・(3)について 資料3 計画策定スケジュール(案)と資料4 市民・事業者アンケート調査(案)を用いて説明

【説明】(事務局：(3) 「第三次環境基本計画」の策定について

<福家委員>

・市民用の方のP10、問11の7クールチョイスの推進について。クールチョイスの国民運動は2023年に終わっているので、ここは「デコ活」等に変えるほうがいいのでは。

<事務局>

・訂正する。

<福家委員>

表現の仕方、事業者向けと個人で答える方が違うということは分かっているが、同じような設問でも少し表現が違う部分があり、違和感がある。修正してもらいたい。

<事務局>

・検討する。

<小野委員>

・以前にお城で飼っていたコブハクチョウが今どうなっているか。

<事務局>

・鳥インフルエンザで亡くなったということを聞いたが、現時点ではっきりしたことは分からない。

<小野委員>

・堀の白鳥は以前、逃げ出したことがある。堀のコブハクチョウが堀から外に出て兵庫県豊岡市に飛来し、繁殖した可能性があるということがある。風切り羽を切って飛べなくしていたが、切り方が悪かったのか、堀から飛び出してしまったのではないかと。外来生物を侵入・拡散させたということにならないか。

<事務局>

・確かなことは、分かっていない。

<丸岡委員>

・この市民向けアンケートの中の、P5【資源循環】について。

市で集めているものと市以外で、集められているものが、最終的にどこに行くのか。本当に資源として利用されているのか、判明した方がよいと思うので、資源ごみを丸亀市に出してるとか、丸亀市以外に出してるとかという質問の項目を設ければ、市民が何処へ出しているかが分かるのではないかと。このデータを使って、今から10年間の環境基本計画を立てれば良い。

逆に11番、生ゴミの水抜きなどのように、聞く必要がないと感じるものもある。検討していただきたい。

#### (4) その他 次回の開催予定について

<事務局>

・(4)について 資料3 計画策定スケジュール(案)を用いて説明

【説明】(事務局：(4) その他 次回の開催予定 について

- ・次回の審議会の開催予定は9月頃
- ・6月にアンケート項目について郵送予定

### 3 閉会

- ・閉会の挨拶

以上